

2023年度 第2回 理事会議事録

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

日 時 2023年10月27日(金)19時30分～21時11分

場 所 Web 会議(各自自宅 他)

出席者【理事】 牧 尚志、長谷川具章、増山 齊吾、近藤 剛夫、長谷川 浩、米田 丈士
甲斐 清、蓑原 知也、森 勝彦、神田 竜馬、板井 寛典、高田 貴志
青山 太郎、牧田 和秋、西尾 久幸、中澤 雅樹

【監事】 池原 浩一、川上 和身

【専門委員長】 西垣 宏紀、新田 秀登

【事務局】 石黒 太樹

欠席者【理事】 安本 雅紀、鷲見 勇樹、田中 博昭、岸本 剛、霜村 俊二、嘉本 映子

【監事】 太田 順二

1. 開 会

近藤専務理事が開会を宣して議事に入った。

2. 第2回理事会の成立(定款第39条)

近藤専務理事は、本日の出席者数が上記のとおりである旨を確認し、定款第39条に定める定足数を満たしているため本理事会が成立する事を宣言した。

3. 挨拶

牧会長より2023年度第2回理事会にあたり、挨拶があった。

4. 議長選出

定款第35条3項により牧会長が長谷川副会長を指名し議長に選出。

5. 議事録署名人の指名

議長は定款第44条により牧会長、増山副会長、池原監事、川上監事を議事録署名人に選出。

6. 議 案

第1号議案 会議資料P.1～9

2023年度第1四半期(4月～6月)、第2四半期(7月～9月)の会計状況について、承認を求め。

西垣事務局長が会議資料P1～9に沿って説明した。

これら慎重審議の後、議長は本議案の賛否を議場に諮り、満場一致で承認された。

第2号議案 会議資料P.10～36

2024年度からのチーム加盟料・競技者登録料の改定について、承認を求め。

西垣事務局長が会議資料P10～36に沿って説明した。

説明の後、議長が意見を求めたところ次の意見が出た。

・ 登録料に依存度の高い予算になるようであるが、競技者・登録者が減るなどのことがあ

れば、事業実施が苦しくなるようなことがあるのか。

- 収入がない事業では登録料を充当して実施する必要がある。事業実施により赤字となった事業については、正味財産で充当するようシミュレーションしているが、登録料で充当するようであれば、登録料に依存する会計構造である。
- ・ チーム加盟料、競技者登録料が倍になるが、理解を得ることができるのか。
 - 今回は、JBA が制度変更についての文書を出すことになっている。
- ・ 県協会として値上げするのは、D-fund 交付金の制度が改定されて財源が無くなるためという理由で良いか。事業継続のため値上げをすることは理解できるが、更に還元を行うということには矛盾を感じる。
 - シンプルに考えれば、その理解で良いと思う。これまで D-fund 交付金を使って実施していた事業については、収益は減り、費用は今まで通りかかるため、受益者負担の見直しを行い値上げをしなければいけないが、還元という形で補えたらと考えている。
- ・ D-fund 交付金は、減額ではなくゼロになるのか。
 - 今まで D-fund 交付金で実施していた事業には充当できず、別の事業が対象となる。新たに対象となる事業は、これまで県協会として実施していない事業の為新規事業を立ち上げることで D-fund 交付金を受けることができる。そのため、実質ゼロとなる。
- ・ JBA から説明文書が出るとのことだが、各チームや各選手が理解できるような内容なのか。
 - 今回の制度変更では、JBA 分については変わらず、PBA 分についての変更となる。見た目では、PBA が登録料を変更した形になるため、全国の会議でも JBA がしっかりと説明するよう意見が出ており、そのような文書が出ることになる。
- ・ 値上げしなくても実施できる事業があれば、値上げしなくてもよいと思うし、これまで実施しなかったができなかった事業に充てていくなど、県内のバスケットボール関係者へどのように使っていくかわかるようにする必要がある。
- ・ そもそもお金が無ければ運営できるわけではない。受益者負担は常識であり、今回は、登録料を上限にしていけないと、これまでの事業が実施できなくなる。逆で考えれば、D-fund 交付金がなければ、事業実施しなくてよいと考える話が出たときにどうするのか。細かく情報を出さないと納得いかないというより、トップ(JBA)の方針が変わったのでこうしていただきたいという形で進めないと、延々と協議することになる。
- ・ これまでは、JBA2、PBA1で登録料を徴収し JBA 分としていた中から D-fund 交付金を出していたが JBA2、PBA2に JBA が変更し、D-fund 交付金としてこれまで対象となっていた事業が外され、新たな事業が対象となるため、PBA 登録料の上限を変更し、これを財源としてこれまでの事業も実施することに違和感を感じる。
- ・ 一般のチームから大きな反対はないと思われる。

これら慎重審議の後、議長は本議案の賛否を議場に諮り、賛成が過半数以上であったため承認された。

第3号議案 会議資料P.37～45

令和7年度ミニ国体支援 Tシャツの販売について

青山企画・普及委員会普及部長が会議資料P37～45に沿って説明した。

説明の後、議長が意見を求めたところ次の意見が出た。

- ・ 良い取り組みだと思うが、県協会の定款では物品販売ができないため、定款違反にならないように注意していただきたい。

これら慎重審議の後、議長は本議案の賛否を議場に諮り、満場一致で承認された。

第4号議案 会議資料P.46～58

2023年度 U12部会競技会の開催要項について承認を求める。

森 U12競技会部会長が会議資料P46～58に沿って説明した。

説明の後、議長が意見を求めたところ次の意見が出た。

- ・ 県外からの移籍選手は、10月末までに登録が完了していればよいのか。それとも直前の登録でもよいのか。
 - 県外からの移籍選手は、現在の記載では、直前の登録でも可能と考える。
- ・ JBA が2020年11月に開催された U12全国部会長会議の中で、全国ミニ、ブロック大会、都道府県予選では、正規の競技規則通りに実施することを通達しているが、正規の競技規則には3ポイント制は導入されていないので、今回の要項で実施した場合に全国ミニの出場資格をはく奪されるなどのことが考えられるので、適用しないほうが良いと思う。
 - JBA から正規の競技規則に沿って行うように指示が出ていることもわかっている。罰則については、気になっており、7月の U12全国部会長会議後に事務局に問い合わせたところ、出場資格のはく奪やそのほかの罰則はないとの確認が取れている。

これら慎重審議の後、議長は本議案の賛否を議場に諮り、満場一致で承認された。

7. 議長解任

8. 報告

1. 特別国民大会中国ブロック大会の結果について(報告資料P.1～6)
蓑原技術委員長が報告資料P1～6に沿って中国ブロック国体の結果について報告した。
2. 第25回 Wリーグ米子大会の進捗状況について
新田企画・普及委員長および西垣事務局長が口頭にて第25回 Wリーグ米子大会の身長九状況について報告した。
3. 美保テクノス株式会社からの依頼事項について(報告資料P.7～8)
新田企画・普及委員長が報告資料P7～8に沿って美保テクノス株式会社からの依頼事項について報告した。

9. その他

1. 第3回理事会開催の日程について
西垣事務局長が第3回理事会を2023年12月頃の時期に開催したい旨を報告した。

近藤専務理事は以上をもって本会議の会議事項の全てを終了した旨を告げ、21時11分閉会を宣した。

上記議事の経過及び結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び選出された議事録署名人は下記に記名、押印する。

2023年10月27日

2023年度 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 第2回理事会において

議 長 長 谷 川 具 章
(副 会 長)

会 長 牧 尚 志

副 会 長 増 山 齊 吾

監 事 池 原 浩 一

監 事 川 上 和 身